

子ども家庭福祉のあり方に関する検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 平成29年4月施行予定の改正児童福祉法附則の中で、児童相談所設置に関し、新たな規定が設けられた。本市として、児童の最善の利益を優先して考慮し、今後の国等の動向に速やかに対処するため、本市における子ども家庭福祉のあり方及び児童相談所を設置する場合の課題の整理等について調査・研究を行い、今後の方向性について定めていくことを目的とし、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、「子ども家庭福祉のあり方に関する検討会（以下検討会という。）」を開催する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会において参加者に意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市における子ども家庭福祉のあり方及び児童相談所を設置する場合の課題に関すること。
- (2) 設置自治体（政令指定都市、中核市）等への調査結果に関すること。
- (3) 児童相談所の設置をする場合の執行体制及びスケジュールに関すること。
- (4) その他、児童相談所設置に関し、必要と考えられること。

(開催期間)

第3条 検討会の開催期間は、平成28年5月24日から平成29年3月31日までとする。

(構成)

第4条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 児童相談所関係者 1名
- (3) 児童養護施設関係者 1名
- (4) 学校関係者 1名
- (5) 民生・児童委員関係者 1名
- (6) 里親関係者 1名
- (7) その他別表に定める関係機関の職員

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、参加者の互選により定める。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長が指名するものをもって充てる。

5 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は市長がこれを招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討会に第4条に掲げる者以外のものの出席を求め、意見等を聴くことができる。

(謝金)

第7条 検討会の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、市職員については、この限りでない。

2 謝礼の額は、一日につき5,000円とする。

(守秘義務)

第8条 参加者は、検討会で知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。検討会を終えた後も同様とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、子ども家庭部子どものしあわせ課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会に対し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

附則

1 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。

【別表】第4条(7)関係

職	人数
・子ども家庭部長 ・総合経営部長 ・福祉部長 ・医療保険部長 ・学校教育部長 ・子ども家庭部 子どものしあわせ課長	6名